

## 「持続化補助金コロナ特別対応型」申請に向けた相談会の開催

この補助金は、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（\*）に取り組む小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3または3/4を補助するものです。また、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組についての補助（事業再開枠）があります。当会議所では、補助金申請に向けた相談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

\*（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備など）

＜開催要領＞

### 【第1回】 説明および相談会（集団形式）

日 時 令和2年9月17日（木）

①午後の部 14:00～15:30 ②夜の部 18:00～19:30

\* 16:00～17:30 は個別相談（要予約）

場 所 長野商工会議所 5階会議室

内 容 1.概要説明 2.申請のポイント 3.質疑応答

定 員 各15名

（ソーシャルディスタンスの確保等、新型コロナウイルス感染症対策を実施し開催します。）

### 【第2回】 個別相談

日 時 令和2年9月25日（金） 9:00～17:00（相談時間1事業者30分）

場 所 長野商工会議所 2階会議室

内 容 経営計画書のブラッシュアップ、専門家からの助言

\* 予約制になります。

申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAX またはメールでお申込みください。

### 【持続化補助金コロナ特別対応型の概要】

- ・対象者：小規模事業者（商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいること。）  
補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。
  - A：サプライチェーンの毀損への対応  
顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
  - B：非対面型ビジネスモデルへの転換  
非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
  - C：テレワーク環境の整備  
従業員等がテレワークを実践できるような環境を整備すること  
※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要があります。

\*小規模事業者の定義

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

- ・補助率：補助対象経費の3/4（B型およびC型）または2/3（A型）
- ・補助上限額：100万円 事業再開枠は上限50万円（定額補助）
- ・締 切：令和2年10月2日（金）〔必着〕

公式ホームページ（日本商工会議所） <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/index.php/sinsei/>

【お申込み・お問い合わせ】 長野商工会議所中小企業支援センター  
TEL：227-2428、FAX：227-2758、メール：somu-keiei@nagano-cci.or.jp

長野商工会議所中小企業支援センター 行 (FAX:227-2758)

## 持続化補助金コロナ特別対応型相談会 受講申込書

(希望コース (第1回・第2回) に、希望時間に○印をお願いします)

第1回相談会 9/17 (木) ①午後の部 / ②夜の部

第2回個別支援

【希望の時間帯】 (午前9:00~11:00) ・ (午後13:00~15:00) ・ (午後15:00~17:00)

事業所名		業種	
所在地		従業員数 (正社員数)	人
TEL		当所会員	・ 非会員
受講者名			

※本申込書にご記入いただいた個人情報については、セミナー開催における本人確認、参加者名簿作成及びセミナーに関する連絡の目的のみに使用します。